

泉佐野市中高年世代等オンライン就労支援業務委託仕様書

1. 目的

就職氷河期世代を含む中高年齢層やシニア層、ひとり親(以下、「中高年世代等」という。)などの中には、就職希望や処遇改善希望があり、働ける状態にありながら、非正規雇用などの不本意な状況にある方がいる。

本事業は、このような中高年世代等が抱える固有の課題を踏まえ、多様な社会参加の実現につなげ、活躍機会が広がるよう、個々人の状況やニーズに沿った相談支援、伴走型支援を行い、就労による経済的自立を促すため、泉佐野市(以下、「市」という。)が中高年世代等の求職者・転職希望者を対象に、家に居ながら又は働きながらも正規雇用やキャリアアップに向けた活動が行えるよう、時間と場所を問わない SNS を活用したオンライン就労支援サービスを提供する。

2. 契約期間 契約締結日から令和8年3月31日まで

3. 業務内容

実施内容	中高年世代等の正規就労をサポートするため、SNS を活用したオンライン就労支援サービス(以下、「SNS」という。)を構築し、以下を一体的に実施する。 (1) SNS の構築・運用 (2) キャリアカウンセリング ・SNS を活用したオンライン上の相談窓口(以下、「オンライン相談」という。) (3) 職業紹介・マッチング (4) 定着支援 (5) 求人開拓 (6) 本事業の広報 (7) 付帯業務
実施期間	令和8年3月 31 日まで
対象者	主に正規雇用を希望する、氷河期世代(概ね1968年から1988年生まれ)を含む中高年齢層、シニア層、ひとり親、非正規雇用者など
対象企業	市内に事業所を持つ企業又は市内から通勤可能な周辺地域に事業所を持つ企業
目標値	・令和7年度末時点の SNS 登録者数: 3,000 人 ・キャリアカウンセリング相談者数(職業紹介に係る面談者数を含

	む):100人 ・就職決定数:30人(原則、正規雇用とするが、正規雇用を前提とした非正規雇用も含むものとする。) 受託者は定期的に達成状況を報告するとともに、基準に満たない恐れがある場合は、改善策を検討・実施すること。
--	---

4. 業務内容詳細

(1) SNS の構築・運用

- ① SNS の構築について、受注者は、ウイルス感染や不正侵入、情報漏洩等の発生を防止するために、情報セキュリティ対策を講じ、情報セキュリティマネジメントを確実に実行すること。なお、万が一インシデント発生時は速やかに発注者に報告すること。さらに、セキュリティインシデントに関する原因や対策の実施、再発防止策について、発注者の指示に従い速やかに報告を行うこと。
- ② SNS の維持管理、ユーザー対応を含めた全ての構築・運用業務を行うこと。
- ③ SNS 上で利用者に対して以下に掲げる情報のプッシュ通知を行うこと。
 - ・中高年世代等のニーズに沿ったおすすめの求人情報(概ね月2~3回程度)
 - ・その他中高年世代等の就労促進につながる情報
- ③ SNS 登録者と受託者の双方が、SNS 上で要機密情報を取り扱わない構築・運用を行うこと。
- ④ 機密性を有する情報が利用する SNS 上に残らず、情報は委託先等のデータベースに直接格納・保管されるシステム構成とすること。
- ⑤ SNS に障害が発生した場合は、早急に復旧作業を行うこと。その際の必要な費用等は受託者の負担とすること。

(2) キャリアカウンセリング

【共通】

- ① 各種相談は事前予約制とすること。
- ② 予約受付は SNS を活用して行うこと。(24 時間 365 日対応)
- ③ キャリアコンサルタント等の有資格者に無料で相談ができること。
- ④ 相談内容が生活困窮など別途公的支援を必要とするケースについては、相談者に対して適宜、支援情報等の提供を行い、適切な機関に繋げるよう努めること。

【オンライン相談】

- ① 相談形式は、SNS、ビデオ電話、電話等の手法を用いて、相談者の希望に応じて対応すること。
- ② 相談時間は平日、土日祝ともに、原則6時から25時までとし、予約枠は1時間程度とすること。ただし、夏季休業期間(3日程度)及び年末年始(12月29日~1月3

日)を除く。

③相談等の質問について即時回答できない場合は、一旦チャットボット等により自動応答を行った上で、キャリアコンサルタント等が24時間以内に回答を行うこと。

(3)職業紹介・マッチング

①求職者から就職先のあっせん希望があれば、求職者情報、キャリアカウンセリング情報、企業情報等をもとに、AI等のテクノロジーを用いて本人の志向にあった就職先のマッチングを実施すること。

②面談を希望される場合は、(2)キャリアカウンセリング(オンライン相談)に準じて面談を実施すること。

③希望者には、就職決定に向けて、企業への応募、面接、選考にかかるフォロー(履歴書・職務経歴書・応募書類等の添削や模擬面接等)を実施すること。

(4)定着支援

①本事業にて就職決定した利用者に対して、就職決定後、概ね6月の間、定期的にヒアリングやカウンセリング(以下、定着支援フォローアップ)を実施し、職場定着支援を行うこと。

②面談を希望される場合は、(2)キャリアカウンセリング(オンライン相談)に準じて面談を実施すること。

③対象者へのフォロー期間(就職決定後6月)が、本事業の受託期間を超過した場合においても、自社の職業紹介サービスの一環として、定着支援フォローアップの継続に努めること。

(5)求人開拓

①求職者の様々なニーズに対応できるよう、幅広い業種・職種の求人を開拓すること。

②本事業における求人企業への求職者の紹介は、無料で行うこと。

③求人開拓にあたっては、中高年世代等の正規就労に資するよう、中高年世代等の活用のメリット等について企業に対して訴求すること。

④求人開拓の際は、中高年世代等就労に関する事業を中心に、本市の雇用施策の周知・広報に協力すること。

(6)本事業の広報

①本事業の認知度を高め、SNS登録者数を増やすため、オンライン広告のほか、集客イベントでのブース出展や様々な広報媒体を効率的に活用し、本事業の広報・周知を行うこと。

②広報物のデザインや掲載内容については市と別途協議の上決定すること。

5. 業務に付随して実施すべき事項

(1)市との綿密な打合せ及び事業の進捗・執行状況等に係る報告を適宜行い、業務を円滑に遂行すること。

(2)以下に掲げる月毎の業務実績を、毎月末で集計を行い、翌月10日(土日祝日の場合は、翌営業日)までに月次報告書を提出するとともに、原則として毎月1回、定例打合せを行うこと。

①SNS 登録者数

②キャリアカウンセリング相談件数及び詳細(オンライン相談、キャリア相談、職業紹介)

③就職決定数及び詳細(雇用形態、性別、年齢層)

④開拓企業数及び詳細(企業名、所在地、各企業の求人数、業種、職種)

⑤事業の進捗状況(現状、課題、今後の対応方針)

(3)以下に掲げる事項をまとめて記載した実績報告書を作成し、市に提出すること。

①SNS の概要

②SNS 登録者数

③キャリアカウンセリング相談件数及び詳細(オンライン相談、キャリア相談、職業紹介)

④就職決定数及び詳細(雇用形態、性別、年齢層)

⑤開拓企業数及び詳細(企業名、所在地、各企業の求人数、業種、職種)

⑥相談者の分析(属性、相談内容の傾向、相談者の反応など)

⑦求人開拓の状況

⑧本事業における課題・改善点

⑨その他市が報告を求める事項

6. 実施体制

(1)本仕様書に記載する各業務を正確かつ確実に実施するため、全体の業務を統括する統括責任者、業務種別ごとの実施責任者及び実施担当者を配置し業務を進めること。

(2)前項に基づき配置した統括責任者、業務種別ごとの実施責任者及び実施担当者を市に報告すること。

(3)統括責任者又は実施責任者は、業務の進捗に応じて定期的に市に対して報告、調整を行うこと。

(4)同一の者が複数の業務種別に係る実施責任者又は実施担当者を兼ねても構わない。

7. その他注意事項

(1)本業務とは別に、本事業の効果を高めるための独自の取り組みを実施する場合は、事前に市と協議すること。

(2)受託者は、不測の事態により、定められた期日までに作業を終了することが困難になった場合は、遅滞なくその旨を市に連絡し、その指示を受けるものとする。この場合、受託者は、作業が困難となった事情を速やかに解決し、作業の遅れを回復するよう努めなければならない。

(3)受託者は本事業を実施するにあたり、SNS 使用に関して使用者の健康への影響等に配慮しながら適切な管理を行うこと。

(4)この業務により作成した成果物の著作権、特許権、使用权等の諸権利は、業務開始前に市及び受託者で契約を取り交わし、その内容を遵守すること。

(5)受託者は、本業務の実施過程で知り得た情報について、第三者に漏洩してはならない。ただし、市の了解を得た上で、関係者に情報提供することはできる。

(6)本委託業務の遂行にあたっては、関連する諸法規、条例等を熟知の上、遂行すること。

(7)受託者は、市の書面による事前の承諾なくして、本業務を第三者へ委託(請負その他これに類する行為を含む)(以下「再委託」という)してはならない。ただし、事業にかかる web ページの制作や広報印刷物の制作・印刷業務を再委託する場合は、事前申請・承諾を省略することができる。なお、市は、本業務の全部又は大部分についての一括した再委託を承諾することはできない。

(8)泉佐野市情報セキュリティポリシーに定める事項を遵守すること。

*泉佐野市情報セキュリティポリシー掲載先:

<https://www.city.izumisano.lg.jp/kakuka/koushitsu/seisaku/meru/jyohosekyurithiporisi/securitypolicyb.html>

(9)本業務が中止となった場合、未履行の業務に該当する金額を減額すること。

(10)本仕様書に定めのない事項については、市と協議の上、定めるものとする。